

四日市市教委告示第9号

四日市市文化財保護条例（平成5年四日市市条例第17号）第6条第3項の規定に基づき、次のものを四日市市指定有形文化財から指定解除したので、同第4項の規定に基づき告示する。

令和3年3月24日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市指定有形文化財

種別	有形文化財（彫刻）
記号番号	有形第32号
名称及び員数	木造男神・女神坐像 男神坐像 1 軀 女神坐像 4 軀
所在地	四日市市下之宮町319
所有者	宗教法人 耳常神社 四日市市下之宮町319
市指定年月日	平成31年3月26日
指定解除の理由	令和3年3月24日付けで三重県指定有形文化財に指定されたため

（社会教育・文化財課）